



# 入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和 7年 7月 14日			
業務名	街路樹保全委託(3)			
業務場所	防災センター3階 救護室			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大澤造園土木株式会社	12,000,000			
村繁造園土木株式会社 江南支店	11,830,000			。落札
有限会社 山田組	12,000,000			
石国建設株式会社	11,890,000			
有限会社豊場造園	11,950,000			

※ 上記価格に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

# 業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 街路樹保全委託(3)
- 2 業務場所 江南市村久野町地内外15
- 3 委託期間 自 令和 7 年 7 月 16 日  
至 令和 7 年 12 月 5 日
- 4 委託料 金 13,035,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 1,185,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 村繁造園土木株式会社  
江南支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実に  
これを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名  
押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 7 月 15 日

委託者 江南市  
市長 澤田 和延

受託者 江南市前野町西36番地  
村繁造園土木株式会社 江南支店  
支店長 山本 昌敏

## 開札結果

## 調達案件名称 大規模下水道管路特別重点調査等事業 下水道施設調査委託

調達案件番号	232171200012020020250043-00	管理番号	7-201
調達案件名称	大規模下水道管路特別重点調査等事業 下水道施設調査委託		
工事または業務内容	別添、説明文書等参照。		
工種区分	建設コンサル	入札方式	指名競争入札
公告日/公示日等	R07.07.03	入札説明請求期限	
指名通知書発行日時	R07.07.03 (10:00) ~ R07.07.03 (17:00)		
入札書受付予定日時	R07.07.11 (08:00) ~ R07.07.14 (17:00)		
開札予定日時	R07.07.15 (10:00)		
政府調達案件 (WTO)	非該当	VE提案書	なし
電子くじ	該当		
予定価格			
調査基準価格	0円		0円

## 第一回入札

No	業者名称	入札金額	予定価格 以下	基準価格 以上	調査 実施	落札	摘要
1	中部水工設計株式会社	7,890,000	○			○	
2	株式会社NJS 名古屋総合事務所	14,300,000	×				予定価格超過
3	株式会社日水コン 名古屋支所	16,910,000	×				予定価格超過
4	中日本建設コンサルタント株式会社						辞退
5	日本水工設計株式会社 名古屋支社						辞退

開札結果	落札者決定
理由	

執行担当署名者	署名日時
総務課長	令和7年7月15日 10時4分

## 業務委託契約書

- 1 業務名 大規模下水道管路特別重点調査等事業 下水道施設調査委託
- 2 業務場所 江南市内
- 3 委託期間 自 令和 7 年 7 月 17 日  
至 令和 8 年 1 月 30 日
- 4 委託料金 8,679,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 789,000 円

- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 中部水工設計株式会社 との間  
に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 7 月 16 日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地  
江南市  
市長 澤田和延

受託者 名古屋市中川区山王3-14-14  
中部水工設計株式会社  
代表取締役社長 倉田 潤

# 変更契約書

- 1 業務名 大規模下水道管路特別重点調査等事業 下水道施設調査委託
- 2 業務場所 江南市内
- 3 委託期間 原工期 自 令和7年7月17日  
至 令和8年1月30日  
変更工期 自 令和7年7月17日  
至 令和8年3月19日
- 4 変更による契約金額 金 2,299,000 円 増額  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 209,000 円 増額
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者中部水工設計株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この契約書に定めるものを除き、令和7年7月16日付けの契約書による。

令和7年12月25日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地  
江南市  
市長 澤田和延

受託者 名古屋市中川区山王3-14-14  
中部水工設計株式会社  
代表取締役社長 倉田潤



## 入札見積履歴

案件番号 2506232321700665755  
調達整理番号 116  
案件名称 宮田導水路上部施設草刈委託  
予定価格

最新更新日時 2025.07.15 09:48

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000172000	石国建設株式会社	2,600,000円		落札
2	2000505400	株式会社林本組	2,630,000円		
3	2000105300	石塚組	2,650,000円		
4	2000505300	株式会社泰幸組	2,650,000円		
5	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	2,680,000円		

# 業務委託契約書

- 1 業務名 宮田導水路上部施設草刈委託
- 2 業務場所 江南市宮田町地内 外3
- 3 委託期間 自 令和 7 年 7 月 17 日  
至 令和 7 年 10 月 31 日
- 4 委託料 金2,860,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金260,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者石国建設株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 7 月 16 日

委託者 江南市  
市長 澤田 和延

受託者 江南市般若町宮山8番地  
石国建設株式会社  
代表取締役 尾関 誠之



## 入札見積履歴

案件番号 2507022321700666817  
調達整理番号 113  
案件名称 財務書類作成等支援委託  
予定価格

最新更新日時 2025.07.15 09:08

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005071400	金丸公認会計士事務所	1,500,000円		
2	2005432300	合同会社公会計マネジメント	1,500,000円		
3	2003804100	株式会社ローカルマネジメント	1,600,000円		
4	2000725501	株式会社ぎょうせい 東海支社	2,150,000円		
5	2006444300	ジャパンシステム株式会社	辞退		

[戻る](#)



## くじ結果公開

案件番号 2507022321700666817  
調達整理番号 113  
案件名称 財務書類作成等支援委託  
合算値の合計 1966  
対象者数 2  
結果 0 ※落札候補者は結果と同じ順序番号を持つ業者となります。

最新更新日時 2025.07.15 09:09

No.	番号又は名称	入札書提出日時	入力 くじ番号	システム 付与番号	合算値	順序 番号	くじ 結果
1	合同会社公会計マネジメント	令和7年7月11日 14時19分48.061秒	321	061	382	0	当選
2	金丸公認会計士事務所	令和7年7月14日 8時09分19.807秒	777	807	1584	1	

[戻る](#)

# 業務委託契約書

- 1 業務名 財務書類作成等支援委託
- 2 業務場所 江南市役所
- 3 委託期間 自 令和7年7月16日  
至 令和8年3月31日
- 4 委託料 金 1,650,000 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 150,000 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者合同会社公会計マネジメントとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月16日

委託者 江南市  
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中村区名駅2-41-10  
アストラーレ名駅7F  
合同会社公会計マネジメント  
代表社員 林 伸一



## 入札見積履歴

案件番号 2506232321700665733  
調達整理番号 114  
案件名称 地番現況図データ修正・地籍図加除及び現場調査図等作成委託  
予定価格

最新更新日時 2025.07.15 09:20

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001045101	アジア航測株式会社 名古屋支店	6,700,000円		
2	2000760600	株式会社カナエジオマテックス	7,500,000円		
3	2000529101	国際航業株式会社 名古屋支店	8,300,000円		
4	2000979601	株式会社パスコ 名古屋支店	8,790,000円		
5	2000959901	朝日航洋株式会社 名古屋支店	9,000,000円		

[戻る](#)

# 業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 地番現況図データ修正・地籍図加除及び現場調査図等作成委託

2 業 務 場 所 江南市役所 総務部税務課

3 委 託 期 間 自 令和7年7月16日

至 令和8年3月23日

4 委 託 料 金7,370,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金670,000 円

5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者アジア航測株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月15日

委託者 江南市  
市長

澤田 和延

受託者 名古屋市北区大曾根3-15-58  
アジア航測株式会社 名古屋支店  
支店長 秦 芳和



## 入札見積履歴

案件番号 2506232321700665734  
調達整理番号 115  
案件名称 アスベスト含有調査委託  
予定価格

最新更新日時 2025.07.15 09:31

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000363700	株式会社日本環境技術センター	5,790,000円		
2	2000301800	株式会社環境保全コンサルタント	5,940,000円		
3	2000189300	一般社団法人愛知県薬剤師会	6,755,000円		
4	2000797100	一般財団法人東海技術センター	6,755,000円		
5	2000116000	株式会社環境公害センター	7,986,000円		

[戻る](#)

# 業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 アスベスト含有調査委託
- 2 業 務 場 所 江南市布袋町東359番地(布袋ふれあい会館)外7
- 3 委 託 期 間 自 令和7年7月17日  
至 令和7年10月10日
- 4 委 託 料 金6,369,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金579,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社日本環境技術センターとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月16日

委託者 江南市  
市長 澤田 和延

受託者 愛知県一宮市せんい二丁目6番16号  
株式会社日本環境技術センター  
代表取締役 市原大資



## 入札見積履歴

案件番号 2507022321700666806  
調達整理番号 121  
案件名称 中般若町及び般若町地区における管網整備検討委託  
予定価格

最新更新日時 2025.07.17 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000696501	株式会社日水コン 名古屋支所	20,550,000円		
2	2000739701	日本水工設計株式会社 名古屋支社	22,800,000円		
3	2000957200	中日本建設コンサルタント株式会社	24,000,000円		
4	2000585801	株式会社NJS 名古屋総合事務所	24,800,000円		
5	2001014800	日本工営都市空間株式会社	辞退		

戻る

## 業 務 委 託 契 約 書

1. 業 務 名 中般若町及び般若町地区における管網整備検討委託

2. 業 務 場 所 江南市中般若町・般若町地内

3. 委 託 期 間 自 令 和 7 年 7 月 19 日

至 令 和 8 年 3 月 17 日

4. 委 託 料 金 22,605,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,055,000 円

5. 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社日水コン名古屋支所との間に

別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令 和 7 年 7 月 18 日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 名古屋市熱田区五本松町7-30熱田メディアウイング

㈱日水コン 名古屋支所

支店長 内田 貴之



## 入札見積履歴

案件番号 2506232321700665761  
調達整理番号 118  
案件名称 基幹系端末等一式(令和7年度更新分)  
予定価格

最新更新日時 2025.07.17 09:03

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	814,000円		
2	2000600401	株式会社JECC	817,500円		

[戻る](#)

# 賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社 中部支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により基幹系端末等一式(令和7年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年3月1日から令和14年2月29日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金895,400円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金81,400円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙機器内訳のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、借受人の指示した場所へ納品し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴

対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2. 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地  
江南市  
市長 澤田 和延

貸付人：名古屋市中区錦 1 - 1 7 - 1  
NEC キャピタルソリューション株式会社  
中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎



## 入札見積履歴

案件番号 2506262321700666258  
調達整理番号 119  
案件名称 下水道受益者負担金システム借上一式  
予定価格

最新更新日時 2025.07.17 09:20

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000600401	株式会社JECC	170,200円		
2	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	171,200円		
3	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
4	2000961401	株式会社フューチャーイン	辞退		
5	2000798401	NX商事株式会社 名古屋支店	辞退		

[戻る](#)

# 賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と株式会社JECC（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項により下水道受益者負担金システム（以下「システム」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

## （総則）

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務をもって、この契約を履行するものとする。

## （賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和13年12月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

## （賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額金187,220円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金17,020円）とする。

## （契約保証金）

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 貸付人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

## （システム借上の内容）

第6条 システム借上の内容は別紙仕様書のとおりとする。

## （システムの納入場所及び引渡し）

第7条 貸付人は、令和7年12月31日までに、借受人においてシステムを使用できる状態に調整を完了して、江南市赤童子町大堀90番地の江南市役所及び江南市般若町中山146番地の江南市水道部下水道課に納入し、借受人に引き渡すものとする。

## （賃貸借料の支払方法）

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対してシステムの賃貸借料を支払うものとする。

## （システムの移転）

第9条 借受人は、システムを第7条に定める納入場所から移転するときはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(賃貸借料の改定)

第10条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要が生じた場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1か月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(システムの調整費用等)

第11条 システムの調整のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第12条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による3か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第2条の規定により、72か月間のシステムの賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。その際、借受人が所有権の取得を申し出たシステムについては、借受人に無償で譲渡するものとする。

3 72か月間の賃貸借期間を経過した後、システムの回収費用及び廃棄処理に係る費用が発生する場合は貸付人の負担とする。また、賃貸借期間終了後、記憶装置等の借受人の情報が含まれるものについては貸付人の責任のもと、電磁的、若しくは物理破壊等により確実に消去を行うものとする。

(ソフトウェアライセンスの取扱い)

第13条 本契約で調達するソフトウェアライセンスについては、製造元から借受人に対し許諾されるものであり、賃貸借期間終了後も引き続き使用できるライセンスは、借受人が所有するものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第14条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、貸付人と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(善良な管理者の注意義務等)

第15条 借受人は、システムの設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、システムが損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとする。

4 借受人は、システム及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第16条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、システムの使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第17条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員をシステムの調整等のために、借受人の了解を得て、システムの設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人及びメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第18条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) システムについて、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) システムについて、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第19条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解除することができる。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸付人又は貸付人が構成事業者である事業者団体（以下「貸付人等」という。）に対して行われたときは、貸付人等に対する命令で確定したものをいい、貸付人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、貸付人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規

定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸付人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第21条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 貸付人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、借受人が貸付人に対して当該契約の解除を求め、貸付人がこれに従わなかったとき。

(8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当

する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年7月17日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地  
江南市  
市長 澤田 和延

貸付人 東京都千代田区丸の内3-4-1  
株式会社J E C C  
営業統括本部長 石崎 洋



## 入札見積履歴

案件番号 2507012321700666779  
調達整理番号 120  
案件名称 下般若・後飛保配水場配水ポンプ設備修繕  
予定価格

最新更新日時 2025.07.17 09:33

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000685201	荏原商事株式会社 中部支社	11,400,000円		
2	2000562401	株式会社千代田組 中部支店	12,000,000円		
3	2001001700	寿美工業株式会社	12,000,000円		
4	2002998100	三愛物産株式会社	辞退		
5	2001034301	横河ソリューションサービス株式会社 中部支社	辞退		
6	2000545001	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	辞退		
7	2000302900	名三工業株式会社	辞退		

[戻る](#)

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 修 繕 名 下般若・後飛保配水場配水ポンプ設備修繕
- 2 業 務 場 所 江南市般若町中山146番地外1
- 3 委 託 期 間 自 令 和 7 年 7 月 19 日  
至 令 和 8 年 2 月 27 日
- 4 契 約 金 額 金12,540,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
1,140,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、発注者江南市と受注者 荏原商事株式会社 中部支社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月18日

発注者 江南市水道事業  
江南市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中村区名駅1-1-4  
荏原商事株式会社 中部支社  
支社長 伊藤 基之

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和7年7月29日 午前 10時00分				
物 件 名	インフルエンザワクチン予診票等及び新型コロナウイルスワクチン予診票等印刷				
納 入 場 所	江南市保健センター				
氏 名	第 1 回 入 札	第 2 回 入 札	第 3 回 入 札	摘 要	
坪内印刷工業株式会社	2,687,500				
合同会社パトス	2,715,400				
有限会社つるみ印刷	2,850,000				
カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店	1,871,900			◎ 落札	
寿フォーム印刷株式会社名古屋営業所	事前辞退				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

## 印刷製本契約書

- 1 物 件 名 インフルエンザワクチン予診票等及び新型コロナウ  
イルスワクチン予診票等印刷
- 2 納 入 場 所 江南市保健センター
- 3 納 入 期 限 令和7年9月18日
- 4 契 約 金 額 金2,059,090 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金187,190 円
- 5 契 約 保 証 金 免 除

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者カワセコンピュータサプライ(株)名古屋支店との間に別添条項により印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月30日

発注者 江南市  
市長 澤田 和延

受注者 名古屋市西区名駅3-9-37合人社名駅3ビル8F  
カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店  
支店長 高橋 明良

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年7月30日 午後1時			
物件名	展示用パネル			
納入場所	江南市民文化会館			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社吉村化工	2,340,000			
ハマヤ	2,340,000			
有限会社富田文溪堂 江南支店	2,400,000			
昭和土建株式会社 江南支店	2,250,000			〇決定
株式会社岸五	2,350,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

# 売 買 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 展示用パネル
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契約金額 金 2, 4 7 5, 0 0 0 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 2 2 5, 0 0 0 円

3 契約保証金 免除

4 納入期限 令和7年9月30日

5 納入場所 江南市民文化会館 江南市北野町川石25番地1

上記物品の売買について、発注者江南市と受注者昭和土建株式会社江南支店との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月31日

発注者 江南市

市長 澤田和延

受注者 住 所 江南市宮田町本田島131番地

氏 名 昭和土建株式会社江南支店

支店長 濱田 隆行